

(仮称) 水橋地区義務教育学校整備事業

実施方針（案）

令和4年7月

富山市

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項	1
1-1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の対象となる公共施設等	1
(3) 公共施設等の管理者等の名称	1
(4) 本事業の目的	1
(5) 本事業の概要	3
(6) 本事業の対象範囲	3
(7) 事業者の収入	5
(8) 本市の費用負担	5
(9) 事業スケジュール（予定）	5
(10) 本事業の実施に関する協定等	5
(11) 遵守すべき法制度等	6
1-2 特定事業の選定に関する事項	6
(1) 基本的考え方	6
(2) 評価方法	6
(3) 選定結果の公表	6
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
2-1 募集及び選定方法	7
2-2 募集及び選定の手順	7
(1) 募集及び選定スケジュール	7
(2) 事業者の募集手続等	8
(3) 落札者の決定及び公表	8
(4) 落札者を決定しない場合	8
2-3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
(1) 入札参加者の構成企業及び協力企業	8
(2) 入札参加者の構成等	9
(3) 業務実施する者の参加資格要件	9
(4) 入札参加者（構成企業及び協力企業）の制限	10
(5) SPC の設立等	12
(6) 入札参加資格要件の確認基準日	12
(7) 入札参加者及び協力企業の変更	12
2-4 提案書類の取扱い	12

(1) 著作権.....	12
(2) 特許権等.....	12
2-5 審査及び選定に関する事項.....	13
(1) 提案等の審査.....	13
(2) 事業者選定委員会の設置.....	13
3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
3-1 責任分担に関する基本的な考え方.....	13
3-2 予想されるリスクと責任分担.....	13
3-3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法.....	14
3-4 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング.....	14
(1) モニタリングの実施.....	14
(2) モニタリングの時期.....	14
(3) モニタリングの方法.....	14
(4) モニタリングの結果.....	14
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
4-1 本施設の立地に関する事項.....	15
4-2 本施設の構成要素.....	18
4-3 解体撤去・杭撤去業務の対象となる既存施設等.....	19
4-4 整備にあたって配慮すべき事項.....	19
(1) 工事方法.....	19
(2) 工事時間の制限等に関する条件.....	19
5. 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
6-1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	21
6-2 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置.....	21
6-3 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置.....	21
6-4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措	

置.....	21
6-5 金融機関と本市の協議（直接協定）.....	21
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
7-1 法制上の措置.....	22
7-2 税制上の措置.....	22
7-3 財政上及び金融上の支援.....	22
8. その他特定事業の実施に関する必要な事項.....	23
8-1 本事業において使用する言語.....	23
8-2 議会の議決.....	23
8-3 入札に伴う費用負担.....	23
8-4 実施方針（案）等に関する質問・意見の受付等.....	23
(1) 実施方針（案）等に関する質問及び意見の受付.....	23
(2) 実施方針（案）等に関する質問及び意見への回答.....	23
(3) 資料の閲覧.....	23
(4) 情報公開及び情報提供.....	23
8-5 本事業に関する問合せ先.....	24

別紙1 リスク分担表

様式1 実施方針（案）等に関する質問及び意見書

1. 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 水橋地区義務教育学校整備事業 (以下、「本事業」という。)

(2) 事業の対象となる公共施設等

本事業で対象とする施設は、以下に掲げるものとする。

- ・ (仮称) 水橋地区義務教育学校 (以下、「本施設」という。)
- ・ 旧富山県立水橋高等学校 (以下、「既存施設」という。)
- ・ 富山市立水橋中部小学校
- ・ 富山市立水橋西部小学校
- ・ 富山市立水橋東部小学校
- ・ 富山市立三成小学校
- ・ 旧富山市立上条小学校
- ・ 富山市立水橋中学校
- ・ 富山市立三成中学校

(以下、富山市立水橋中部小学校から富山市立三成中学校までを総称して「統合元学校」という。)

(3) 公共施設等の管理者等の名称

富山市長 藤井 裕久

(4) 本事業の目的

富山市 (以下「本市」という。) においては、児童生徒数の減少による学校の小規模化や情報化の加速的な進展など、教育を取り巻く環境が変化しており、このような背景のもと新学習指導要領の実施や GIGA スクール構想の実現など、新しい時代の学校教育の取組を始めているところである。

こうした中、これからの社会を生きる子どもたちには、多くの友達や教職員との交流を通じて、互いに切磋琢磨するとともに多様な意見や考えに触れ、その中で主体性や探求する力を高めていくことがこれまで以上に求められており、本市でも、子どもたちの「生きる力」を培う学校教育を推進するとともに、様々な状況下においてもすべての子どもたちの可能性を引き出す魅力ある学校教育を実現する観点から、持続可能な学校のあり方に関する具体的な検討を進めることとしている。

また、本市が 2019 (令和元) 年 7 月から行った児童生徒数の将来推計や規模のメリット・デメリット等を踏まえた「小・中学校のあり方」に関する説明会を契機として、水橋地区では、地元自治振興会及び PTA が情報技術の進化、グローバル化などに対応した新た

な教育環境の創出のため、いち早く学校規模の適正化・学校再編に前向きに検討を始められたところである。

最終的には、水橋地区内の 5 つの小学校と 2 つの中学校を統合し、9 年間を見通した多様な学びやカリキュラム展開による様々な教育効果が期待できる、本市初の義務教育学校について、令和 8 年 4 月の開校を目指し整備することを決定したものである。

義務教育学校には、一人の校長の下に教職員が一つの組織となり、小学校 1 年生から中学校 3 年生までが在籍し、9 年間の一貫した教育を実施することとなるため、5、6 年生などを対象とした教科担任制の充実や柔軟なカリキュラムを編成することができるなどの様々な特色ある教育を推進することができるものである

このため、義務教育学校の整備にあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）を適用することにより、ハードとソフト両面から教育環境の充実を図るとともに、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。

なお、事業者には、これまでの基本方針及び施設整備コンセプトなどを示した「水橋地区統合校整備に係る基本計画」（令和 3 年 12 月）を踏まえた事業の提案を特に期待するものである。

1) 基本方針

- ① 今後の富山市のモデルとなる学校づくりの推進
 - ・子どもたちの学びの質の向上に資する教育環境の整備
 - ・義務教育学校の利点を生かした教育環境の充実
 - ・少子高齢化・DX 技術の進展等社会環境の変化
- ② 住民・行政・民間が一体となった学校づくりの推進
 - ・住民意見の反映による地域で子どもたちを育む機運の醸成
 - ・地域の特色の反映
 - ・地域の伝統の尊重・継承
 - ・地域の担い手の醸成

2) 施設整備コンセプト

- ① 子どもたちの学びが充実した学校
 - ・義務教育学校として 9 年間を見通した多様な学び・カリキュラム展開を図れる環境
 - ・児童生徒数の増加による新たな学び・体験機会の充実
- ② 子どもたちが快適な学校生活を送るための校舎整備
 - ・学年の枠を超えた多様な交流が可能な空間の充実
 - ・スポーツ、健康、食育、環境など多様な教育活動の支援

- ③ 安全・安心な学校
 - ・地震と洪水から児童生徒・地域の人々を守る
 - ・安心して学校生活・放課後も過ごせる防犯対策
 - ・安全な通学路・交通手段の確保
- ④ 地域の特色を生かし活性化に貢献する学校
 - ・地域の産業、文化、スポーツなど歴史文化の継承
 - ・地域の資源を活かした教育活動の確保
 - ・各学校の特色のある活動の継承
- ⑤ 環境にやさしく経済性に優れる学校
 - ・維持管理費用の縮減
 - ・ゼロカーボンシティを目指す施設

(5) 本事業の概要

1) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が、民間事業者（以下、「事業者」という。）と締結する本事業に係る契約（以下、「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設及び既存施設の設計、工事監理、建設及び解体撤去・杭撤去等の業務を行い、本市に本施設を引き渡した後、事業契約により締結された契約書（以下、「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理業務を行う方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 23 年 3 月 31 日までとする。

3) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約 2 年前から本施設の維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

(6) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。なお、具体的な業務範囲については、要求水準書にて提示する。

1) 統括管理業務

- ① 統括マネジメント業務
- ② 総務・経理業務
- ③ 事業評価業務

2) 設計業務

- ① 調査業務（現況測量、アスベスト調査、PCB 調査、電波障害調査業務及び必要に応じて地質調査業務）
- ② 基本設計・実施設計業務
- ③ 解体撤去・杭撤去設計業務
- ④ 本事業に伴う許認可等の各種申請及び届出等の業務
- ⑤ 近隣対応業務
- ⑥ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3) 工事監理業務

- ⑥ 工事監理業務
- ⑦ 工事監理状況の報告
- ⑧ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

4) 建設業務

- ① 建設業務
- ② 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）
- ③ 電波障害対策業務（必要に応じて実施）
- ④ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

5) 既存施設解体撤去・杭撤去業務

- ① 既存施設解体撤去・杭撤去業務
- ② 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）
- ③ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

6) 什器備品調達・引越業務

- ① 新規什器・備品等調達・設置業務
- ② 既存什器・備品等の統合元学校からの引越業務
- ③ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

7) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備等保守管理業務
- ③ 外構等維持管理業務
- ④ 環境衛生・清掃業務
- ⑤ 警備保安業務
- ⑥ 修繕業務
- ⑦ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(7) 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を本施設の引渡し後、事業期間終了時までの間、一時又は定期的に支払う。

(8) 本市の費用負担

- ① 維持管理期間以降の光熱水費
※環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減を図るよう事業を実施すること。
- ② 本施設の電話料金等（インターネット通信費を含む）
- ③ モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く）

(9) 事業スケジュール（予定）

事業契約締結	令和5年6月下旬
事業期間	事業契約締結日～令和23年3月31日
設計・建設等期間	事業契約締結日～令和8年1月31日（本施設引渡し日）
開校準備期間	令和8年2月1日～令和8年3月31日
開校日	令和8年4月1日
維持管理期間	令和8年2月1日～令和23年3月31日

(10) 本事業の実施に関する協定等

本市は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。
なお、詳細については入札公告時に示す。

1) 基本協定

本市は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2) 事業契約

落札者は、本事業を遂行するための特別目的会社（以下、「SPC」という。）として会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社を事業契約（仮契約）締結までに設立する。

本市は、基本協定に定めるところにより、SPC との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた事業契約（仮契約）を締結し、富山市議会の議決を経た後に事業契約（本契約）を締結する。事業者たる SPC は、当該事業契約に基づいて本事業を実施するものとする。

(11) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

1-2 特定事業の選定に関する事項

(1) 基本的考え方

本市は、PFI 法、PFI 基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」（平成 30 年 10 月 23 日改定）等を踏まえ、本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 評価方法

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

前(1)及び(2)に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と併せ、本市ホームページにおいて速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 募集及び選定方法

本事業では、統括管理業務、設計業務、工事監理業務、建設業務、既存施設解体撤去・杭撤去業務、什器備品調達・引越業務及び維持管理業務の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、本施設及び既存施設の整備等に関する能力、維持管理に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による一般競争入札により行うものとする。

2-2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和4年7月26日(火)	実施方針（案）、要求水準書（案）等の公表
令和4年8月4日(木)	実施方針（案）、要求水準書（案）等に関する質問受付締切
令和4年8月下旬	実施方針（案）、要求水準書（案）等に関する質問・回答の公表
令和4年9月上旬	実施方針、要求水準書等の公表
令和4年9月中旬	特定事業の選定・公表
令和4年9月下旬	債務負担行為議決
令和4年10月上旬	入札の公告、入札説明書等の公表
令和4年10月中旬	入札説明書等に関する説明会の開催
令和4年10月下旬	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
令和4年11月下旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表 個別対話（必要に応じて実施）
令和4年12月中旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和4年12月下旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和4年12月下旬	参加表明書、資格審査書類の受付締切
令和5年1月下旬	入札及び提案に係る書類の受付締切
令和5年3月下旬	落札者の決定及び公表
令和5年4月中旬	基本協定の締結
令和5年5月中旬	事業契約（仮契約）締結
令和5年6月下旬	市議会の議決

(2) 事業者の募集手続等

1) 入札公告及び入札説明書等に関する説明会の開催

本市は、特定事業の選定を踏まえ、令和4年10月上旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を本市ホームページ上で公表するとともに、その説明会を開催する。

2) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

① 受付期間：入札説明書等公表の日から10月下旬頃まで

② 受付方法：8-5に記載の問い合わせ先に、Eメールにより提出すること。

質問への回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

3) 参加表明書及び資格審査書類の受付

本事業への参加表明書及び資格審査書類を令和4年12月下旬頃までに受け付ける。

4) 入札及び提案に係る書類の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和5年1月下旬頃までに受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において提示する。

(3) 落札者の決定及び公表

令和5年3月下旬頃に落札者を決定し、本市ホームページ上で公表する。

(4) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに本市ホームページ上で公表する。

2-3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成企業及び協力企業

入札参加者は、構成企業及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成企業及び協力企業の企業名並びにそれらに関わる業務について明らかにするものとする。なお、構成企業及び協力企業の定義は次のとおりである。

- ・ 「構成企業」とは、SPCに対して出資する者で、SPCが直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者とする。

- ・ 「協力企業」とは、SPC に対して出資を行わない者で、SPC が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者とする。

(2) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、本事業について次の業務を実施する企業が構成企業又は協力企業として含まれるグループとする。
 - ・ 本事業の統括管理業務を行う企業（以下、「統括管理企業」という。）
 - ・ 本施設及び既存施設の設計業務を行う企業（以下、「設計企業」という。）
 - ・ 本施設の建設業務及び既存施設解体撤去・杭撤去業務の工事監理を行う企業（以下、「工事監理企業」という。）
 - ・ 本施設の建設業務を行う企業（以下、「建設企業」という。）
 - ・ 既存施設解体撤去・杭撤去業務を行う企業（以下、「解体企業」という。）
 - ・ 什器備品調達・引越業務を行う企業（以下、「什器備品調達・引越企業」という。）
 - ・ 本施設の維持管理業務を行う企業（以下、「維持管理企業」という。）
- ② 複数業務の参加資格要件を満たすものは、当該複数業務を行うことができる。ただし、建設企業、解体企業及びこれらと資本面若しくは人事面において関連があるものは、工事監理企業を兼務することはできない。
 - ・ 「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員が他の者において代表権を有する役員を兼ねている者をいう。（以下本実施方針（案）において同じ）
- ③ 入札参加者は、構成企業の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めることとし、代表企業が入札手続きを行うこと。
- ④ 代表企業の出資比率は、出資者の中で最大とする。代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑤ 本市は、富山市内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループ又は協力企業として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

(3) 業務実施する者の参加資格要件

代表企業及び構成企業は本市の入札参加資格者名簿に登載された者でなければならない。なお、協力企業は必ずしも本市の入札参加者名簿に登載された者である必要はない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計業務、工事監理業務及び建設業務の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者）は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。なお、その他の業務については、業務の実施

に当たり、法令等により必要とされるものを除き、業務別の特段の要件は定めない。

1) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す①の要件については、全ての企業が満たし、②の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間に、延べ面積3,000㎡以上の官公庁が発注した小中学校（新築または改築）の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。

2) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す①の要件については、全ての企業が満たし、②の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

- ① 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間に、延べ面積3,000㎡以上の官公庁が発注した小中学校（新築または改築）の工事監理実績を有していること。

3) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す①及び②の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。また、主たる営業所の所在地が富山市内にある企業を少なくとも1社含めること。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ② 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間に、延べ面積1,000㎡以上の官公庁が発注した小中学校の建築一式工事（新築または改築）を元請（共同企業体にあつては代表者に限る）で施工した実績（竣工したものに限る）を有していること。

(4) 入札参加者（構成企業及び協力企業）の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者（構成企業及び協力企業）となることはできない。

- ① PFI 法第 9 条の規定に該当する者。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- ③ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ④ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下、「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下、「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下、「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑦ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者。
- ⑨ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑪ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社三菱総合研究所
 - ・ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
 - ・ 株式会社俊設計
- ⑫ 2-5 に記載の事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

なお、事業者選定委員会の委員公表日以降に、本事業に関して、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。

- ⑬ 本市税及び国税を滞納している者
- ⑭ 入札参加者（構成企業及び協力企業）のいずれかで、他のグループの構成企業又は協力企業として参加している者。ただし、本市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他のグループの構成企業又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑮ 富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(5) SPC の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を富山市内に設立すること。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(6) 入札参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格要件を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

(7) 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

2-4 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護さ

れている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

2-5 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画全般の提案に関する審査 統括管理業務の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 工事監理業務の提案に関する審査 建設業務の提案に関する審査 既存施設解体撤去・杭撤去業務の提案に関する審査 什器備品調達・引越業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(2) 事業者選定委員会の設置

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、落札者決定基準や入札説明書等の事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

なお、選定委員会の委員は、決定後速やかに公表する。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 責任分担に関する基本的な考え方

本市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

3-2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、別紙1に示す「リスク分担表」のとおりであるが、事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等において改めて提示する。

3-3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本市と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については入札公告時に示す事業契約書（案）を前提とする。

なお、本市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

3-4 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市がモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、解体・撤去完了時及び維持管理時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映することとし、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 本施設の立地に関する事項

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

敷地について、提供資料や現地確認等により、土地や土地に付着する工作物等の確認を行うとともに、敷地内に存在する青地・赤地等について公図を参照し、確認を行うこと。

① 事業予定地	富山県富山市水橋中村 24 他 ※一部、南側市道との間に存する用悪水路上への敷地乗入れのための橋掛け部分を含む。
② 敷地面積	約 5.2ha ※施設及び事業敷地内の地中に存する建築物等の基礎等、地中埋設物の全てについては、本市にて富山県から既存施設解体撤去・杭撤去工事開始までに取得予定 ※敷地については、事業の支障とならないように、建設に必要な土地所有者からの同意を得る予定
③ 地域地区等	富山高岡広域都市計画区域内市街化調整区域 (建ぺい率 60%, 容積率 200%)
④ 埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地外
⑤ 接続道路	北側：一般県道水橋停車場・水橋小路線 南側：No.29-346 市道水橋池田館中村線（幅員約 5.5m） ただし、敷地と道路の間に用悪水路を挟む。
⑥ 給水	一般県道水橋停車場・水橋小路線に上水本管（φ150mm）あり 既存施設への上水給水はなし（既存井戸の地下水を使用していた）
⑦ 排水	i) 汚水排水：既存施設正門前道路に下水本管（φ200mm）あり 既存施設へ接続する取付管（φ150mm）あり ii) 雨水排水：事業予定地に面する既存排水路を経由し、二級河川川原田川へ放流
⑧ 電気	北側進入路付近の電柱より引き込み
⑨ ガス	都市ガス、集中プロパンガスの引き込み無し
⑩ 井戸	既設井戸あり
⑪ その他	浸水想定区域 浸水深 0.5m～3.0m



図 4-1 事業対象位置図（校区）

出所) 富山市作成



図 4-2 統合元学校及び水橋高等学校位置図

出所) 富山市作成



图 4-3 水橋高等学校周辺地形図

出所) 富山市作成



图 4-4 水橋高等学校周辺航空写真

出所) 富山市作成

4-2 本施設の構成要素

本施設の基本的な諸室構成については、以下のものが想定される。なお、施設構成、規模及び設計要件等の詳細については、要求水準書に提示する。

整備対象施設	整備概要	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎 (屋内運動場を含む) ・ 屋外プール ・ 屋外運動場 ・ 外構 (校門、植栽、駐車場等) 	<p>[開校時の想定学級数] (特別支援教室除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期課程* : 16 学級 ・ 後期課程* : 8 学級 <p>[開校時の想定児童生徒数] (特別支援教室除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期課程 : 445 人 ・ 後期課程 : 265 人 <p>[開校時の想定職員数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校長 : 1 人 ・ 教職員 : 約 55 人 <p>[施設与件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期課程と後期課程は建物を分離させず、一体感・連続性のある建物として整備する ・ 屋内運動場は前期課程・後期課程それぞれに設けることを想定する ・ プールは屋外型とし、前期課程の利用を想定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場 : 90 台程度 (教職員用 60 台、来賓用 30 台、40 人乗りのスクールバス 1 台分) を確保する ・ 駐輪場 : 250 台程度を確保する ・ スクールバスの発着スペース (40 人乗り 3 台)

*学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 第 49 条の 5 に則り、義務教育学校の課程は、これを前期 6 年の前期課程及び後期 3 年の後期課程に区分する。

4-3 解体撤去・杭撤去業務の対象となる既存施設等

敷地内の建築物（杭も含む）、工作物、植栽等を、原則全て撤去・処分すること。

※解体撤去・杭撤去業務の対象となる既存施設の詳細は、要求水準書に示す。

4-4 整備にあたって配慮すべき事項

(1) 工事方法

本施設の令和8年4月開校に向け、工期縮減の観点で、事業者の提案に基づき、既存施設の解体撤去・杭撤去と本施設の建設を同時に実施することも可とする。

(2) 工事時間の制限等に関する条件

工事は、原則として日曜日及び12月29日から1月3日までの年末年始期間中は行わないこと。なお、近隣工事や地域行事と調整し、交通安全協会や地元関係者などへ事前協議を行った上で施工計画を策定すること。

5. 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約等又は基本協定の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6-1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、本市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

6-2 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 前 2 号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、本市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

6-3 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- ② 前号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は本市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

6-4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- ② 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 前号の規定により本市又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約の定めるところに従うものとする。
- ④ 不可抗力の定義については、入札説明書等公表時に示す。

6-5 金融機関と本市の協議（直接協定）

本市は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

7-2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

7-3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

8. その他特定事業の実施に関する必要な事項

8-1 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

8-2 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和4年9月市議会定例会に、また、事業契約の締結に関する議案を令和5年6月市議会定例会に提出する予定である。

8-3 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

8-4 実施方針（案）等に関する質問・意見の受付等

(1) 実施方針（案）等に関する質問及び意見の受付

本市実施方針（案）等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：実施方針（案）等公表の日から8月4日（木）まで
- ② 受付方法：様式1の実施方針（案）等に関する質問及び意見書に必要事項を記載の上、8-5に記載の問合せ先にEメールにより提出すること。

(2) 実施方針（案）等に関する質問及び意見への回答

本市は、実施方針（案）等に関する質問及び意見への回答を8月下旬頃までに本市ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

(3) 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に8-5に記載の問合せ先に連絡すること。

- ① 閲覧期間：実施方針（案）等公表の日から令和5年1月下旬（入札及び提案に係る書類の受付締切）
- ② 閲覧場所：8-5に記載の問合せ先
- ③ 資料の貸出：DVD等にて貸出す。希望者は、様式2閲覧資料貸出申込書兼誓約書を提出すること。

(4) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本市ホームページを通じて適宜行う。

■富山市ホームページアドレス

<http://www.city.toyama.toyama.jp/index.html>

8-5 本事業に関する問合せ先

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

■富山市教育委員会事務局 学校再編推進課

住 所：〒930-8510 富山県富山市新桜町6番15号 Toyama Sakura ビル8階

電 話：076-443-2241

FAX：076-443-2194

E-mail：gakkousaihen@city.toyama.lg.jp

別紙 1：リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	入札関連書類	入札説明書等の入札関連書類の誤り・変更	●	
2	応募費用	応募費用に関するもの		●
3	契約締結	本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
4		上記以外の事由による契約締結の遅延、締結不能		●
5	行政	本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
6	税制度	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
7		上記以外のもの(消費税の変更を含む。)	●	
8	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等(許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。)	●	
9		上記以外のもの		●
10	許認可 ※制度変更は法制度リスクを含む。	本市の帰責事由による許認可の未取得、取得遅延・失効	●	
11		上記以外の事由による許認可の未取得、取得遅延・失効		●
12	公的支援制度 ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクを含む	本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
14	住民対応	本事業の実施自体に関する周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
15		上記以外のもの		●
16	環境問題	調査、建設、解体撤去・杭撤去、維持管理における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関する対応		●
17	第三者賠償	事業者の事由による第三者への賠償		●
18		本市の事由による第三者への賠償	●	
19		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
20	不可抗力	戦争、天災、暴動、疫病等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・解体撤去・杭撤去・維持管理に係る費用の増加その他の損害	●	▲
21	金利変動	建中金利の変動		●
22		基準金利における一定基準以上の見直しに伴う変動	●	
23	物価変動	引渡しでの物価変動に伴う事業者の費用の増加 ※事業者の負担は一定の値までとし、一定値を超過した部分は協議の上、市の負担とする。(詳細は別途契約書等で明記予定)	●	●
24		維持管理期間中の物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減 ※事業者の負担は一定の値までとし、一定値を超過した部分は協議の上、市の負担とする。(詳細は別途契約書等で明記予定)	●	●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
25	資金調達	市が調達する補助金や地方債の額の変動により生じるもの	●	
26		上記以外の資金の確保に関するもの		●
27	要求水準	事業者の実施する全ての業務における性能未達や瑕疵、不履行によるもの		
28		上記以外のもの	●	
29	インフラ供給	事業者の事由によるもの		●
30		上記以外のもの	●	
31	共通 債務不履行	本市の債務不履行による事業中断・中止	●	
32		上記以外のもの		●
33	事業の中断	本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
34		事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
35		法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●	●
36	支払遅延	本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	
37	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	●	
38		上記以外のもの		●
39	設計	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●	
40		上記以外のもの		●
41	地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
43		上記以外のもの		●
44	設計 土地の瑕疵	予め想定し得ない土地の瑕疵(土壌汚染等)に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
45		上記以外のもの		●
46	建設等期間 事業用地の確保	本施設の建設に必要な事業用地の確保	●	
47		工事費用増大(解体撤去・杭撤去を含む)	●	
48		上記以外のもの		●
49	工期遅延	本市の事由による工期の遅延	●	
50		上記以外のもの		●
51	計画変更	施設完成前に市が発案した軽微な変更		●
52		施設完成後に市が発案したレイアウト等の変更・改修	●	
53	引渡前施設損害	本市の事由による施設の損害	●	
54		上記以外の事由		●
55	一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
56	引渡し手続き	施設の引渡しの手続きに伴う諸費用に関するもの		●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
53	維持管理費用上昇	本市の指示による維持管理業務の変更等に起因する維持管理費用の上昇	●		
54		事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理費用の上昇(物価変動は除く。)		●	
55	事業実施条件の変更	本市の事由による事業実施条件の変更	●		
56		事業者の提案・要望による維持管理業務の変更に関するもの		●	
57	維持管 理期 間	本市が実施する業務に起因する施設等の損害	●		
58		事業者が実施する業務に起因する施設等の損害		●	
59		児童生徒に起因する施設等の損害	●		
60		備品等破損	本市が実施する業務に起因する備品等の破損	●	
61			事業者が実施する業務に起因する備品等の破損		●
62			児童生徒に起因する備品等の破損	●	
63		施設譲渡	本市に施設・設備を譲渡する際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用		●
64	施設瑕疵	建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●	
65	移管 事業の終了手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●	

●は主分担、▲は従分担を表す。